

市立福知山市民病院大江分院訪問リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 市立福知山市民病院大江分院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、病院の理学療法士が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

指定訪問リハビリテーションの提供にあたって、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者とする。

指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

事業所は、指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 市立福知山市民病院大江分院
- (2) 所在地 京都府福知山市大江町河守180番地

(従事者の職種、員数、職務内容)

第4条 事業の従事者の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

	資格等	常勤	非常勤	備考
管 理 者	医 師	1	0	病院と兼務
専 任 医 師	医 師	1	0	病院と兼務
サービス提供者	理学療法士	1	0	病院と兼務

*管理者が専任医師を兼任しています。

(1) 管理者

従事者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 専任医師

医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(3) 理学療法士

医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、市立福知山市民病院職員就業規則に準じて運営する。

(1) 営 業 日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

2 事業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者にかかるリハビリテーションの情報を把握する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、福知山市内（旧大江町）とする。旧大江町以外の福知山市内については、個別の状況により実施可能とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)(以下「算定基準」という。)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)(以下「予防算定基準」という。)に定める基準の額とし、法定代理需要サービスの場合は、介護保険負担割合証に記載された割合から算出された額とする。

2 利用料については、訪問リハビリテーションを開始するにあたり、予め利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

3 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 通常の事業の実施地域を越えてから片道5キロメートル未満 400円

(2) 通常の事業の実施地域を越えてから片道5キロメートル以上 1キロメートルごとに50円

(緊急時における対応方法)

第9条 理学療法士は、訪問リハビリテーション実施中に、利用者の病状が急変したりその他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

理学療法士は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束)

第11条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

やむをえず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情の処理)

第14条 利用者からの苦情に対する窓口を常設し、円滑かつ迅速に処理を講ずる。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 事業所は、社会的使命を充分認識し、従事者の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

事業所は、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、市立福知山市民病院大江分院のものに準ずる。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

一部改正 平成27年6月1日

一部改正 平成30年8月1日

一部改正 令和 2年2月1日

一部改正 令和 2年4月1日

一部改正 令和 3年4月1日

一部改正 令和 4年4月1日

一部改正 令和 6年4月1日